（適用実態調査の実施）

第四条　財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数（当該法人税関係特別措置の適用を受けた法人の数をいう。）、適用額の総額その他の適用の実態を調査するものとする。

2　前項の規定によるもののほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、その必要の限度において、法令の定めるところにより税務署長に提出される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調書その他の資料を利用し、並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号。第六条において「政策評価法」という。）第二条第一項に規定する行政機関（以下「行政機関」という。）その他の租税特別措置の適用に関連する業務を行う団体に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

（適用実態調査の結果に関する報告書の作成及び提出）

第五条　財務大臣は、毎会計年度、次に掲げる事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成しなければならない。

一　租税特別措置（適用実態調査を実施したものに限る。以下この項において同じ。）ごとの適用者数（当該租税特別措置の適用を受けた納税者の数をいう。）及び適用総額（法人税関係特別措置にあっては適用額の総額をいい、法人税関係特別措置以外の租税特別措置にあっては納税者が各租税特別措置の適用を受けたことにより増加し、又は減少した税額、所得の金額その他これらに準ずる金額の総額をいう。）

二　法人税関係特別措置ごとの高額適用額（第三条の規定により提出された適用額明細書に記載された当該法人税関係特別措置の適用額について最も大きいものから順次その順位を付した場合における第一順位から第十順位までに該当する各適用額をいう。）

三　租税特別措置の適用を受けた納税者の分布状況その他の租税特別措置の適用の状況の透明化を図るために必要な事項

2　内閣は、前項の規定により財務大臣が作成した報告書を国会に提出しなければならない。この場合において、当該報告書は、作成した会計年度に開会される国会の常会に提出することを常例とする。

（適用実態調査情報の提供）

第六条　行政機関の長又は総務大臣は、当該行政機関が行う政策評価法第三条第二項に規定する政策評価又は総務省が行う政策評価法第十二条第一項若しくは第二項の規定による評価を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、財務大臣に対し、適用実態調査情報（適用実態調査によって集められた情報のうち、文書、図面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。以下同じ。）の提供を求めることができる。

2　財務大臣は、行政機関の長又は総務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、適用実態調査情報を提供するものとする。

（適用実態調査情報の適正な管理）

第七条　財務大臣及び前条の規定により適用実態調査情報の提供を受けた行政機関の長又は総務大臣は、適用実態調査情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（適用実態調査情報の利用制限）

第八条　財務大臣は、第六条の規定による場合を除き、その行った適用実態調査の目的以外の目的のために、適用実態調査情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2　第六条の規定により適用実態調査情報の提供を受けた行政機関の長又は総務大臣は、その提供を受けた目的以外の目的のために、当該適用実態調査情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（守秘義務）

第九条　適用実態調査情報の取扱いに従事する者又は従事していた者は、当該適用実態調査情報を取り扱う業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

（権限の委任）

第十条　この法律に規定する財務大臣の権限は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

（財務省令への委任）

第十一条　この法律に定めるもののほか、適用額明細書の様式、適用実態調査の実施細目、第五条第一項の報告書の作成方法その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。

（罰則）

第十二条　第九条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の規定は、同項の罪に当たる行為が国税通則法第百二十六条の罪に触れるときは、適用しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項、第六条から第九条まで及び第十二条の規定は平成二十三年四月一日から、第五条の規定は平成二十四年四月一日から施行する。

（適用区分）

第二条　第三条の規定は、法人の平成二十三年四月一日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

2　第四条第一項の規定は、法人の平成二十三年四月一日以後に終了する事業年度又は連結事業年度において適用を受ける法人税関係特別措置について適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣　菅　**直人**

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政　令

地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第四十五号

地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五十九条」を「―第六十条」に改める。

第一条の四中「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第二十項」に改める。

第三条の二第三号中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を加える。

第六条の九の二第二項第一号中「、第四項若しくは第五項」を「若しくは第四項」に、「、第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十第二項又は第七十二条の三十一第二項」及び「、第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十第二項及び第七十二条の三十一第二項」を「又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項」に、「及び第七十二条の二十九第二項」を「又は第七十二条の二十九第二項若しくは第四項」に改め、同項第二号中「、第四項若しくは第五項」を「若しくは第四項」に改める。

第六条の十八第一項第二号中「第七十二条の三十第一項に規定する期限その他」を「第七十二条の二十九第三項に規定する」に、「分配又は引渡しの」を「最後の分配又は引渡しが行われる」に改める。